

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第26号

1. 個人型確定拠出年金の愛称が「iDeCo(イデコ)」に決定しました

イデコ

「iDeCo」の申込みはろうきんへ！

2. 2016年10月から 社会保険が適用拡大されます

厚生労働省の見解と公的年金について



1. 個人型確定拠出年金の愛称が「iDeCo」に決定しました

厚生労働省と金融庁が中心となって「確定拠出年金普及・推進協議会」が発足し、個人型確定拠出年金の愛称が公募されていましたが、9月16日「^イ^デ^コiDeCo」（個人型確定拠出年金の英語表記である、Individual-type Defined Contribution pension plan から。「i」には「私」という意味も込めています。）と決定し、今後官民挙げてiDeCoの普及を推進していくことになりました。

確定拠出年金普及・推進協議会は金融各業態の代表者がメンバーとなって今年7月26日に設置され、労金業態も中江公人労働金庫連合会理事長が委員として参画しています。

今後この協議会を通じ確定拠出年金の普及や制度の在り方等について意見反映できるように努力して参ります。

イデコ

「iDeCo」の申込みはろうきんへ！予約活動を展開中！

将来の「公的年金の所得代替率低下」にそなえていただくために、労金はiDeCoの推進についてしっかりと制度説明し、財形年金や共済制度との違いと使い分け・組み合わせ等もご理解いただきながら推進していきます。

現在各労金が皆様の職場で説明会や予約活動を展開していますが、今後一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2. 2016年10月から社会保険が適用拡大されます、厚生労働省の見解と公的年金について

今年10月から厚生年金・健康保険等社会保険の適用対象が拡大され、まず従業員数501人以上の企業で週20時間以上働く方に対象が拡がり、月収8.8万円以上の方は社会保険の強制適用（保険料を負担し、保険の給付を受けられる）になります。今後も制度は見直しされる予定で、2019年10月以降適用が拡大されると言われています。

これまで「サラリーマンの扶養配偶者・国民年金第3号被保険者」として社会保険の保険料負担がなかった方とご家庭には非常に大きな影響が及ぶことが指摘されていますが、その意義と厚生年金の受給額が増える等のメリットとについてはご存知でしょうか？以下は厚生労働省のホームページの説明です。

1. 将来もらえる年金が増えます
2. 障害状態になり、日常生活を送ることが困難になった場合なども、より多くの年金がもらえます
3. 医療保険（健康保険）の給付も充実します
4. 会社もあなたのために保険料を支払います。また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方は、今より保険料が安くなる可能性があります

それでは、月収8.8万円で厚生年金保険料を支払い続けた場合、厚生年金保険加入10年でいくぐらい厚生年金は増えるか試算しますと、以下ようになります。＊物価・賃金の変動により実際の受給金額は変動します。

(平均標準報酬額) (算定乗率) (加入月数)

88,000 × 5.481/1000 × 120ヶ月 = 年 57,879 円 (終身給付)

さらにもっと注目されても良いのは2の障害状態になってしまった時、「まさか!？」というときの年金給付（この場合は障害厚生年金が対象）が受けられるようになることです。

障害年金は「現役（65歳未満）」の方が、就労不能または著しい制限を余儀なくされるようになった場合に支給される年金、つまり「現役の所得補償年金」で、国民年金の「障害基礎年金」と厚生年金の「障害厚生年金」があります。なお、障害年金の病気やケガとは労働災害とは別の私傷病と考えていただければ結構です。

両制度ともに、年金に加入している間に初診日がある病気やケガで、法令に定められた障害等級の症状が固定されたときから治るまで支給され、給付金額や大まかなしくみは以下のとおりです。

※2016年度の金額です。なお、障害等級の詳細については様々な要素が細かく定められ、全て医師の判定となりますので省かせていただきます。

○**障害基礎年金は障害等級1級・2級を対象**に支給され、金額は以下の「定額」で、加入期間・月数は問いません。
（1級）975,125円 （2級）780,100円

※生計を維持されている①18歳到達年度の末日を経過していない子②20歳未満で障害等級1級・2級の障害等級に該当する子があれば二人目まで一人につき224,500円、三人目以降一人につき74,800円が①②の日に達するまで加算されます。なお、該当する子が3人以上いる場合、加算対象外となる子が発生すると、三人目以降の子の加算額は繰り上がります。例 当初三人目の子で74,800円の加算であったが、一人が対象外となったため224,500円の加算に変わる。

○**障害厚生年金は全ての厚生年金に加入していた月数（被保険者月数）を**通算して以下のように計算されます。なお、被保険者月数が25年（300ヶ月）に満たない場合は年金が少額となるため、「**300ヶ月加入**」とみなし、**増額調整をします。**

1. 2003年3月までの被保険者月数に応じた老齢厚生年金相当額と2003年4月以降の**被保険者期間に応じた老齢厚生年金相当額**です。※被保険者期間が300ヶ月未満の場合は、1の金額÷通算被保険者月数×300を調整。

① それでも年金額が**年585,100円を下回る場合は585,100円を最低保証額**とします。

2. 障害等級が**1級の障害厚生年金は上記で得た金額を1.25倍**します。障害等級が2級の場合は上記で得た金額です。

① **障害等級1級・2級の障害厚生年金によって生計維持されている配偶者があれば「配偶者加給年金、224,500円が加算**されます。※「子」に対する加算はありません。

3. 厚生年金の場合は**障害等級3級の場合にも障害年金が支給**されます。年金額は1で得た金額で、障害1・2級のような「配偶者加給年金」は支給されません。

4. また障害等級が**3級に達しない、いわゆる「4級」の場合は、年金ではなく一時金として「障害手当金、1,170,200円以上」**が支給されます。

※障害基礎年金・障害厚生年金共に、該当する病気やケガの「初診日の前々月」までの公的年金の保険料納付・免除期間について「納付要件」がありますので、**ご自身・ご家族の国民年金の加入・保険料納付または免除履歴は年金定期便や年金事務所で確認されてください!**

3. 社会保障に対する理解を深めよう!



このように社会保険の適用拡大は社会・国民全体の助け合い＝共助という福祉の裾野を広げることであり、社会保険制度の信頼性と持続性を高める、より多くの人々がメリットを享受できる社会創生、格差を是正する一策という側面があります。

手取り収入の減少という厳しい現実と直面しますが、別次元の、短期的な損得では判断すべきではない要素があることを良く踏まえ、理解を深めることも重要なことではないでしょうか。

こうした観点から「年金」の学習会等をご希望されるようでしたら、遠慮なくお近くの「ろうきん」にご相談ください。

もちろん、企業年金制度に関する学習会やご相談等についても「ろうきん」にお任せください!